

募集 「創業者支援施設らくり」利用者募集

☎本庁舎商工課 内2247

10月1日(月)、楽蔵内2階(中町)にコワーキングスペース「白河市創業者支援施設らくり」がオープンします。利用者には、市・商工会議所などが創業支援を行います。創業を検討中の方、創業して間もない方のご利用をお待ちしています。

- 利用時間 平日/午前9時～午後6時
※夜間等の利用は応相談
- 設備等 指定席・自由席・コピー機・郵便受け・Wi-Fi ※商業登記可能
- 料金等 下記以外の料金はお問い合わせください。

区分	料金	備考
指定席	6,000円/月	利用前月までに納付
自由席	2,000円/月	

《コワーキングスペースとは?》

仕切りのないスペースを共有しながら、独立した仕事を行う場のこと。コスト削減や利便性向上のほか、他の分野の利用者との交流を通して刺激し合い、新しいアイデアの創出など、相乗効果が期待できます。

お知らせ News 敬老会を開催します

☎本庁舎高齢福祉課 内2722※各庁舎は下記

- 日にち 10月3日(水)
- 会場・時間

地域	会場	時間
白河	白河文化交流館コミネス	午後1時30分から
表郷	表郷公民館(表郷番沢)	午前10時から
大信	大信庁舎 大ホール(大信町屋)	
東	東文化センター(東釜子)	

- 対象 昭和18年9月1日までに生まれた75歳以上の方で、9月1日時点で市内に住所を有する方
※対象者には、案内状を送付します。
- 贈呈品 祝金2,000円(商品券)、記念品(長寿ようかん)
※当日出席できない方も含め、対象者全員に贈呈します。

☎各庁舎地域振興課 表郷☎②2114 大信☎④2114 東☎③2116

お知らせ News 国民健康保険被保険者証の更新

☎本庁舎国保年金課 内2172

現在使用している国民健康保険被保険者証の有効期限は9月30日(日)です。新しい被保険者証を9月中旬に世帯主宛てに送付しますので、10月1日(月)からは新しい被保険者証を使用してください。なお、以下の場合には届け出が必要です。

	届け出が必要な場合	持参するもの
国保加入	他の市区町村から転入した	転出証明書
	他の健康保険を脱退した	資格喪失証明書
	他の健康保険の扶養を抜けた	被保険者証
国保脱退	子どもが生まれた	被保険者証
	他の市区町村へ転出した	被保険者証
	他の健康保険に加入した	国保と健保の被保険者証
その他	加入者が死亡した	被保険者証
	市内で住所が変わった	被保険者証
	世帯主が変わった	被保険者証
	世帯分離・世帯合併	身分証明書

募集 平成31年度採用(平成31年4月1日以降)市職員採用試験

☎本庁舎総務課 内2315

- 第一次試験日 10月14日(日)
- 申込受付期間 9月13日(木)まで

職種(採用予定人員)	受験資格(学歴不問)
行政事務(2人程度)	<p>《大学卒程度 後期試験》 昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方</p> <p>《民間企業等職務経験者》 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、平成30年3月末日において民間企業等での職務経験を5年以上有する方 ※職務経験には、会社員等として週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。 ※職務経験が複数ある場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事していた場合は、いずれか一つの職歴に限りません。</p>

※今年度実施の試験を重複して受験することはできません。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



お知らせ News 信頼される行政を推進します 情報公開・個人情報保護制度

☎本庁舎総務課 内2312

《情報公開制度》

市民の皆さんに市政に対する理解と信頼を深め、市政に参加していただくために、市が保有する行政情報を請求に応じて公開する制度です。

- 情報公開を請求できる方
- ①市内に住所がある方
- ②市内に事務所や事業所がある個人・法人、その他の団体
- ③市内の事務所や事業所に勤務する方
- ④市内の学校に通学する方
- ⑤市が行う事務や事業に利害関係がある方

《個人情報保護制度》

市が保有する、個人に関する情報を適正に管理する

ルールを定め、開示および訂正などを請求する権利を保障する制度です。

- 個人情報の開示を請求できる方
どなたでも、公文書に記載されている本人に関する情報の開示を請求できます。

《請求から公開までの流れ》

公文書の公開または個人情報の開示請求は、本庁舎総務課・各庁舎地域振興課で受け付けています。

また、個人情報の内容が事実でないときや本来の目的以外の利用がなされた場合は、訂正・利用停止を請求できます。

《情報公開・個人情報開示運用状況(平成29年度)》

区分	請求件数	処理状況(内訳)				
		公開・開示	部分公開・部分開示	非公開・非開示	取り下げ	審査請求
公文書公開	12件	8件	2件	1件	1件	0件
個人情報開示	23件	21件	2件	0件	0件	0件

お知らせ News 水のきれいなまちに 9月10日は「下水道の日」

☎本庁舎下水道課 内2236

《下水道に接続しましょう》

公共下水道が整備されると、速やかに公共下水道に接続することが下水道法で義務付けられています。下水道に接続することで、家庭からの生活排水を直接下水道に流せるようになり、悪臭や害虫の発生を抑え、生活環境が改善されます。また、道路側溝や河川がきれいになり、自然環境を守ることにもつながります。

清潔で住みよい街にするために、下水道が整備された地域にお住まいで、まだ接続されていない方は、下水道への早期接続をお願いします。農業集落排水区域にお住まいの方も、接続のご協力をお願いします。

《皆さんに代わり、合併処理浄化槽を設置します》

将来的に公共下水道や農業集落排水の事業計画がない地域では、市が住宅や事業所などに合併処理浄化槽本体を設置し、維持管理までを行う「合併処理浄化槽市町村整備推進事業」を実施しています。

浄化槽本体の工事費用および浄化槽使用に伴う維持管理費用は市が負担し、使用者は流した汚水の量(水道水・井戸水の使用水量)に応じて使用料を納めます。※現在、当事業区域内で合併処理浄化槽を使用している方は、市に維持管理を委託することができます。詳しくは、お問い合わせください。

《接続の手続き》

工事は、市が定める「白河市下水道排水設備工事指定業者」「白河市浄化槽に関わる設置工事公認業者」が行います。各指定業者・公認業者へ直接お申し込みください。



▲下水道マスコットキャラクター「スイスイ」